

【 総 則 】

第 1 条 甲は、足立区所有の表記物品を乙に売渡し、乙は表記履行期限内に売買代金（契約金額）を甲に支払い、表記物品を引き取るものとする。

【権利の譲渡】

第 2 条 乙は、この契約から生じる権利義務を他人に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

【甲の解除権】

第 3 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができるものとする。

- (1) 期間（又は期限）内に契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと認めたとき。
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項に該当するとき。
- (3) 足立区契約事務規則第 4 条に該当したとき。
- (4) 前各号のほか、乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督等の実施にあたり区職員の指示に従わないとき、又はこの契約条項に違反したとき。

【足立区契約事務規則の遵守】

第 4 条 乙は、この契約条項のほか足立区契約事務規則を遵守するものとする。

【 補 則 】

第 5 条 この契約条項に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

甲と乙は、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

書 類 添 付 位 置